

植物防疫法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十五年五月四日

内閣總理大臣 吉田 茂

法律第一百五十一号

植物防疫法

目次

第一章 総則(第一條—第五條)

第二章 國際植物検査(第六條—第十一條)

第三章 国内植物検査(第十二條—第十六條)

第四章 緊急防除(第十七條—第二十一條)

第五章 都道府県の防疫(第二十二條)

第六章 不服の申立(第二十三條)

第七章 刑罰(第二十四條—第二十七條)

附則

第一章 総則

(法律の目的)

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検査し、並びに植物に有害な動物を駆除し、及びその蔓延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。(定義)

第二條 この法律で「植物」とは、園芸植物、したがってはせんたい類に属する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む)で、次項の有害植物を除くものをいう。

この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びバイラスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。

この法律で「有害動物」とは、昆蟲、だら等の節足動物、線虫その他

の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいふ。

(植物防疫官及び植物防疫員)

第三條 この法律に規定する検査又は防除に從事させるため、農林省に植物防疫官を置く。

第三章 又は第四章の規定により植物防疫官が行う検査又は防除の事務を補助させるため、農林省に植物防疫員を置くことができる。

植物防疫員は、非常勤とする。

(植物防疫官の権限)

第三章 又は第四章の規定により植物防疫官が行う検査又は防除の事務を補助させるため、農林省に植物防疫員を置くことができる。

があつたときは、これを呈示しなければならない。

植物防疫官の服装は、農林大臣が定める。

第二章 國際植物検査

(輸入の制限)

第六條 輸入する植物及びその容器包

装は、輸出国の政府機關により発行され、且つ、その検査の結果有害動物及び有害植物が附着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査證明書又はその写を添附してあるものでなければ、有害動物又は有害植物が附着するおそれがあるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができ

る。

前項の規定による検査の結果、有

害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はその蔓延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該植物に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。

前項の場合には、第二十條第一項の規定を適用する。

(証票の携帯及び取扱い)

第一項の規定による立入検査、質

問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

前項の場合には、第二十條第一項

(輸入の禁止)

第七條 何人も、左に掲げる物(以下

「禁制品」という。)を輸入してはなら

ない。但し、試験研究の用に供する

動植物以外の郵便物としては、輸

入してはならない。

植物及び次條第一項に掲げる禁止

品は、小形包装物、商品見本及び小包

郵便物以外の郵便物としては、輸

入してはならない。

植物及び次條第一項に掲げる禁止

品は、小形包装物、商品見本及び小包

郵便物以外の郵便物としては、輸

入してはならない。

植物及び次條第一項に掲げる禁止

品は、小形包装物、商品見本及び小包

郵便物以外の郵便物としては、輸

入してはならない。

植物及び次條第一項に掲げる禁止

品は、小形包装物、商品見本及び小包

郵便物以外の郵便物としては、輸

入してはならない。





該組合員に対して共済金の支拂の義務を有しない。

第百三十二條中「第九十五條乃至第九十八條」の下に「第九十九條第二項」を加える。

(物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の改正)

7 物品の無償貸付及び譲與等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号の次に次の二号を加える。

六の二 地方公共団体 農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行ふ者に対し植物の防疫事行うため必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力整蠶機その他の防除用機具を貸し付けるとき

(農林省設置法の改正)

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 動植物の病害害虫等を駆除し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を行うこと。

第二十九條中「第二十号」の下に「二十四号の二」を加える。

農林大臣 森 幸太郎  
内閣總理大臣 吉田 茂

正誤

昭和二十五年五月一日官報号外(第三十七号)

五月四日官報号外(第四十一号)

同

法律第二百五十一号植物防疫法第九條第一項中「者に對し、植物」は「者に對して植物」の、  
同号外公布

されも誤り。  
総理府官報報告主任  
い

正誤

昭和二十五年五月四日官報号外（第  
四十一号）公布法律第一百五十一号植物  
防疫法第八條第五項二行「防疫官」の  
字、同号外公布法律第二百五十二号臨定  
臨時检疫取締法の一部を改正する法  
律中「八頁二段四行臨虎」の字及び同  
段終りから八行若ハ制限ニ」の字はい  
ずれも印刷不鮮明のものもある。